

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 3 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第 2 3 条の 4 <省略> <u>(法附則第 6 0 条第 3 項に規定する条例で定める放棄)</u> 第 2 3 条の 5 <u>法附則第 6 0 条第 3 項に規定する条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）第 5 条第 1 項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</u>	附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第 2 3 条の 4 <省略>

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。